

学生の皆さん

20歳になったら、学生でも国民年金に加入し保険料納付の義務が生じます。「学生納付特例制度」は、在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことができる制度です。この制度の手続きは、市役所国保年金課で簡単にできます。

国民年金保険料の「学生納付特例」の申請は5月末までに！

(1)対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在学する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が一定額以下の方。なお、学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校は対象外になります。

(2)申請は毎年必要です。

平成18年度中に学生納付特例の承認を受けていた人でも、3月までで切れますので、年度が変わると再度申請が必要です。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に不慮の事故や病気で障害者(1・2級)になった場合、障害基礎年金を受け取ることができないケースがありますので、ご注意ください。

(3)手続きに必要なもの

- ①学生証(コピー可)または在学証明書
- ②家族等の代理申請の場合は認印
- ③年金手帳

(4)保険料への加算金

学生納付特例期間については、10年以内であれば追納できますが、3年度目以降の納付の場合、当時の保険料に加算金がつきます。



●問い合わせ先 市国保年金課医療・年金係 ☎72-2111(内線423・427)
久留米社会保険事務所 ☎33-6206

平成18年度から
障害基礎年金と
老齢厚生年金等を
併せて受給できる
ようになりました。

これまで、障害基礎年金の受給者は、老齢厚生年金または遺族厚生年金を同時に受給することはできませんでしたが、平成18年4月から65歳以上の方については、「障害基礎年金と老齢厚生年金」、「障害基礎年金と遺族厚生年金」の組み合わせで受給できるようになります。詳しい内容や手続きについては、久留米社会保険事務所 ☎33-6197 または「ねんきんダイヤル ☎0570-07-1165」にお問い合わせください。

こち5119

問い合わせ先 三井消防署 ☎72-5101(代)

住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、不適正な訪問販売等が発生していますので次のことに注意してください。

○だましのテクニック1

消防職員、市町村職員等を装う

消防署が直接販売することや、販売を業者に委託することはありません。

○だましのテクニック2

特別価格を強調する

今なら2個で〇〇〇〇円ですとお得さを強調する。

○だましのテクニック3

恐怖心をあおる、おどし、考える時間を与えない

即決、即金を求め、すぐに行方をくらまします。

※ご不明な点がありましたら、消防署へお尋ねください。

三井消防署 ☎72-5101

三井出張所 ☎77-1000

三国出張所 ☎75-3335



火災の煙や熱を感知して、住宅内の人に警報音や音声で火災の発生を知らせる装置です。いち早く火災の発生を知ることで逃げ遅れを防止し、火災からあなたを守ります。

○平成16年6月に消防法が改正され、火災予防条例により住宅や小規模な共同住宅の寝室に住宅用火災警報器の設置が平成18年6月1日より義務付けられました。

なお、既存住宅は、平成21年5月31日までに設置が必要となります。

住宅用警報器の設置及び維持の方法については、条例で基準が定められます。

※住宅用火災警報器は、防災設備取扱店やホームセンターなどで取り扱っているところもあります。

購入する目安として、日本消防検定協会の検査に合格した鑑定(NS)マークがついているものを推奨します。